

令和7・8年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の作成要領

国立研究開発法人水産研究・教育機構

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業者で、国立研究開発法人水産研究・教育機構において行う競争契約に参加する資格を得ようとする方は、この要領によって一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等を提出して下さい。

この申請による有資格者の資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間（随時申請された方の資格の有効期限は、資格を付与されたときから令和9年3月31日まで）となります。

また、建設業法に定める経営事項審査を受けないで畠工事（畠の取替え等をいう。）を行う方は、機構における一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造等）の「役務の提供等」にて申請することとなっておりますので、ご注意ください。

※なお、農林水産省大臣官房予算課等の令和7・8年度建設工事契約における競争参加資格を有する者については、これに基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。ただし、国立研究開発法人水産研究・教育機構のみの競争契約参加資格では、農林水産省大臣官房予算課等の有資格者にはなれませんので、ご注意ください。

※重要なお知らせ

令和7年度定期申請（令和7年2月3日受付開始）から「納税証明書その2」の添付が必須となります。詳細は「3（6）カ 納税証明書その2」をご確認ください。

1 申請の時期及び申請場所

建設工事に係る競争契約において、資格の付与を希望する者は、2の申請に必要な書類を提出してください。

随時申請の受け付けを行っていますが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

（1）申請場所

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部調達課契約第2担当

〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

TEL045-277-0210（内線2674）

（2）受付期間

① 郵送受付：隨時

② 持參受付：土曜日、日曜日及び祝日を除く10時～17時（但し、12時～13時を除く。）

2 申請に必要な書類（提出部数各1部）

（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

（2）営業所一覧表

- (3) 総合評定値通知書（競争参加資格申請の直前に通知を受けたもの）の写し
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し
- (5) 共同企業体協定書の写し（建設業者が共同して工事を施工するために協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という）として申請する場合）
- (6) 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合及び総合数値の算定方法に関する特例（別添参照）の適用を受けようとする事業協同組合として申請する場合）
- (7) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- (8) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (9) 総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合の場合
 - ア 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名
 - イ 役員名簿
 - ウ 事業協同組合員名簿

[注] ① 上記書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成してください。

② (3)については、複写機等によりA4判に縮小し、かつ鮮明なものを提出してください。

③ (4)及び(5)で写しを提出する場合は、複写機等により複写し、できるだけA4版の用紙を用い、かつ鮮明なものを提出してください。

④ 上記書類は、番号順に整理の上、（ただし、ファイル等で綴じないこと。）、1(1)の申請場所へ提出してください。

⑤ 郵送の場合は書留郵便又は配達記録郵便により送付してください。

⑥ 添付書類のうち公的機関が発行した書類については、申請日から3か月前までのものを有効とします。

⑦ **長3封筒**（宛先に「資格審査結果通知書」の送付先住所・社名・担当者名を記載し、110円切手を貼付したもの）も必ず提出してください。

3 申請に必要な書類の作成要領

- (1) 書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等（鉛筆や赤色は不可）を用いて楷書で明瞭に記載してください。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。
- (2) 記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（以下「基準日」という。）とします。
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。（仮決算は認めておりません。）
- (3) 代表者印及び申請代理人印の押印は不要です。
- (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）は、本社（店）で作成してください。従って、申請者は本社（店）の代表者となります。
- (5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の作成方法は、次のとおりです。
 - ア 様式中、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
 - イ 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
なお、「新規」とは、当機構に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令

和5・6年度競争参加資格審査)の申請を行っていない場合をいう。

ウ 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号(8桁)を総合評定値通知書等から転記する。

エ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

オ 「08 法人番号」欄には、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13桁)を記載する。

※法人番号は、有資格者情報として、有資格者名簿に記載するので、誤りのないよう正確に記載する。

※個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載の必要はありません。

※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

カ 「09 本社(店)住所」から「15 FAX番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

(ア) フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「09 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

(イ) 「09 本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「ー(ハイフン)」により省略して記載すること。

[例] ヨコハマシカナガワクシンウラシマチョウ

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

(ウ) 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財團法人	一般社団法人	公益財團法人	公益社団法人	特例財團法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

[例] スイサンケンセツジムショ

(株)水産建設事務所

- (エ) 「11 代表者氏名」欄、「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。
なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

[例] スイサン タロウ

水産 太郎

- (オ) 「13 本社（店）電話番号」欄、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び、「15 本社（店）FAX番号」欄は、担当者の連絡先を記載すること。
なお、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

[例] 045-277-0133

- (カ) 「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。
- キ 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。
なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいう。
- ク 「20 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載する。
- ケ 「21 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事するものを含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記載する。
- コ 「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載する。（個人については、記載を要しない。）
- サ 「23 みなしだ企業」欄については、次により記載する。
中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数2分の1以上

を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れる。

シ 「24 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

- (ア) 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、当機構が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種が記載されている。
- (イ) 「②年間平均完成工事高」欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項において同じ。）を記載し、希望工種以外の完成工事高は「①競争参加資格希望工種区分」欄の「その他」欄に一括して計上する。

個人企業から会社組織に移行した場合、又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の年間完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

ア 営業所一覧

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

イ 総合評定値通知書の写し

競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けたもの。

共同企業体の場合は各構成員の総合評定値通知書の写し、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出してください。

ウ 共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帶して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

エ 共同企業体等調書

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあっては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあっては組合の他、審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その3）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）、共同企業体等調書（その2）、共同企業体等調書（その3）及び共同企業体等調書（その4）を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

- (ア) 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載

する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載する。

- (イ) 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記(ア)の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。
- (ウ) 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の(ア)の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。
- (エ) 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(ア)の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。
- (オ) 「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記(ア)の方法により記載する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記(ア)の方法により記載する。

才 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。写しで可。

(ア) 様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出することとする。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方税消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納税額(申告所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)がないことの証明書	○	○

(イ) 納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

※ できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出すること。

※ 「○」の様式を使用する場合に証明の対象となる税の種類が異なる(不足する)場合には、受け付けることができない。

カ 納税証明書その2

納税証明書その2(法人)について、納税実績のある最新の決算期を指定して取得してください。納税証明書その2(法人)が取得できない法人においては、「法人税の申告に関する申出書」を提出できる場合に、納税証明書その2(法人)の代わりとすることができます。また、納税証明書その2(個人)についても、納税実績のあった最新の年

分を指定して、同様に取得してください。納税証明書その2（個人）が取得できない個人においては、「所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書」を提出できる場合に、納税証明書その2（個人）の代わりとすることができます。

キ 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください（正本を提出すること。）。

ク 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法

(ア) 申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(イ) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

(ウ) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

(7) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に限られます。

4 申請した事項の変更の届出

申請書提出後において、次の（1）から（5）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請場所へ届け出してください。

（1）本社（店）住所

（2）商号又は名称、電話番号及びFAX番号

（3）法人である場合は代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名

（4）許可・登録等の状況（本社（店）の業種の追加は新規で申請）

（5）営業所の所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設及び廃止を含む。）

【添付資料】

資格審査結果通知書の写し及び次に記載するものを添付してください。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

商業登記簿の謄本（又は抄本）若しくはその写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

○許可・登録の状況に係る変更の場合

許可・登録の証明書の写し

○営業所の所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設及び廃止を含む）

営業所の所在地等が分かる書類若しくはその写し

別記 業種別区分表

建設工事

業種の区分	内 容
1 土木一式工事	
2 建築一式工事	
3 大工工事	
4 左官工事	
5 とび・土工・コンクリート工事	
6 石工事	
7 屋根工事	
8 電気工事	
9 管工事	
10 タイル・れんが・ブロック工事	
11 鋼構造物工事	
12 鉄筋工事	
13 舗装工事	
14 しゅんせつ工事	
15 板金工事	
16 ガラス工事	
17 塗装工事	
18 防水工事	
19 内装仕上工事	
20 機械器具設置工事	
21 熱絶縁工事	
22 電気通信工事	
23 造園工事	
24 さく井工事	
25 建具工事	
26 水道施設工事	
27 消防施設工事	
28 清掃施設工事	
29 解体工事	

建設業法第2条別表第1による区分とする。